

令和6年版

交通白書

福島県

福島県警察本部

は じ め に

東日本大震災と原発事故から13年9か月が経過する中、県民の皆様の懸命な御努力と国内外からの温かい御支援により、本県は復興への歩みを着実に進めております。この歩みを更に前へと進め、県民の皆様が安全で安心な暮らしを実感できる地域社会の実現を目指す上で、最も身近で重要な取組の一つが、交通安全の推進と認識しております。

令和3年に第11次福島県交通安全計画を策定し、令和7年までの5年間に「年間の24時間死者数を50人以下」、「年間の死傷者数を3,200人以下」、そして「年間の重傷者数を380人以下」とする目標を掲げて以来、皆様の御協力の下、交通安全活動を推進した結果、令和4年中に前倒しで全ての数値目標を達成することとなりましたが、一転して令和5年以降の交通事故発生件数及び死傷者数は増加に転じております。

こうした状況を踏まえ、県といたしましては、年間の重点事項として「高齢者の交通事故防止」、「道路横断中の交通事故防止」、「自転車利用時のヘルメット着用と適正な利用の促進」等を掲げ、各種交通安全対策を推進してまいります。

令和6年版白書は、令和5年1年間の交通情勢についてまとめたもので、県民の皆様には交通安全についての御理解と御関心を深めていただく一助とするほか、今後の交通安全対策を推進するための資料としてお役立ていただければ幸いです。

令和6年12月

福島県知事

目

次

序説

1	交通事故の動向と交通安全対策の推進	1
2	交通安全対策の今後の方向	4

■第1編 県内の交通情勢

第1	人口	5
1	県内の人口の年次別推移	5
2	県内市町村別人口と世帯数	6
第2	道路	7
1	福島県の道路現況概要	9
2	国道の現況	9
第3	自動車保有台数	10
1	年次別自動車台数の推移	11
2	市町村別車両台数	12
第4	自動車交通量	13
1	一般道路自動車交通量	13
2	高速道路自動車交通量	14

■第2編 交通安全対策の組織と活動

第1	交通安全対策の組織	15
1	県の組織	15
2	市町村における組織	17
3	民間における組織	18
第2	交通安全活動	20
1	交通安全総合対策の決定	20
2	交通安全運動の推進	22
3	交通安全教育の推進	26
4	自動車の利用者等に対する安全対策の推進	28
5	高齢者に対する交通事故防止活動の展開	29
6	チャイルドシートの普及促進対策	30
7	自転車事故防止対策	31
第3	交通安全県民大会	32

■第3編 交通事故

第1	全国の交通事故	34
1	概況	34

2	都道府県別交通事故発生状況	35
3	都道府県別人口・車両台数・運転免許保有者当たりの交通事故発生状況	36
4	全国の交通事故・自動車台数等の年次推移	37
第2	東北の交通事故	38
1	概況	38
2	県別交通事故発生状況	38
3	県別・年別推移	39
第3	県内の交通事故とその特徴	40
1	概況	40
2	交通事故の発生状況	40
3	特定事故の発生状況	45
4	交通事故の推移等	54
(1)	交通指標の推移	54
(2)	年別・事故・自動車台数・運転者数等調	55
(3)	警察署別事故発生の推移	57
(4)	事故発生・年別・月別推移	59
(5)	警察署別事故発生状況	59
(6)	市町村別事故発生状況	60
(7)	道路別事故発生状況	62
(8)	道路別事故発生状況(主要地方道)	63
(9)	道路別事故発生状況(一般県道)	64
(10)	道路形状別・道路線形別・事故類型別発生状況	68
(11)	昼夜別事故発生状況	71
(12)	時間別事故発生状況	72
(13)	車種別・事故車種免許取得後の経過年数別・年齢別発生状況(第1当事者)	73
(14)	警察署別・事故類型別発生状況	74
(15)	当事者別・違反別事故発生状況	77
(16)	当事者種別・年齢別発生状況	79
(17)	年齢別・違反別事故発生状況	80
(18)	当事者種別・形状別発生状況	82
(19)	当事者種別・用途別発生状況	83
(20)	地方振興局別交通事故発生状況	84
(21)	地方振興局別・状態別交通事故被害状況	86
第4	県内の特定事故の発生状況	98
1	死亡事故	98
2	歩行者の事故	106
3	自転車の事故	112

4	子供の事故	117
5	高校生の事故	123
6	自動車のシートベルト着用状況	127
7	青年運転者の事故	130
8	高齢者の事故（65歳以上）	134
9	初心運転者の事故	140
10	飲酒運転の事故	143
11	無免許運転の事故	146
12	二輪車の事故	150
13	タクシーの事故	158
14	バスの事故	160
15	ダンプカーの事故	163
16	安全運転管理者選任事業所の事故	165
17	県外居住者の事故	168
18	道路環境等	172
19	その他	174

■第4編 高速道路

1	路線別交通事故発生状況	177
2	月別交通事故発生状況	177
3	交通事故原因別発生状況	178
4	時間別交通事故発生状況	178

■第5編 交通指導取締り

1	交通指導取締り状況	179
2	交通法令違反取締り年別推移状況	179
3	違反形態別取締り状況	180
4	反則金納付状況	180
5	暴走族等取締り状況	180

■第6編 交通安全施設と交通規制

第1	交通安全施設	181
1	各種交通安全施設の整備状況	181
(1)	道路別信号機設置状況	181
(2)	道路標識等整備状況	181
(3)	交通管制システムの整備状況	182
第2	交通規制	183
1	道路別交通規制状況	183

■第7編 運転免許と行政処分

第1 運転免許	184
1 運転免許保有者数	184
(1) 運転免許保有者数の推移	184
(2) 運転免許種別保有者数	184
(3) 警察署別・年代別運転免許保有者数	185
2 運転免許試験	187
(1) 運転免許試験の推移	187
(2) 運転免許種別受験者数	187
3 運転免許証の交付状況	187
4 運転免許更新手続きの日曜日窓口開設状況	188
(1) 福島運転免許センター	188
(2) 郡山運転免許センター	188
5 指定自動車教習所	188
(1) 指定自動車教習所の状況	188
(2) 指定自動車教習所等一覧	189
第2 行政処分	190
1 行政処分決定状況	190
2 意見の聴取（聴聞）の実施状況	190
3 仮停止の状況	190
4 年別行政処分決定状況	191
5 主な違反別処分決定状況	191
6 量定別処分決定状況	191
第3 運転者講習	192
1 停止処分者講習の実施状況	192
2 更新時講習等の実施状況	192
3 初心運転者講習の実施状況	192
4 取消処分者講習の実施状況	192
5 違反者講習の実施状況	192
6 高齢者講習の実施状況	192
別表 年別停止処分者講習実施状況	193
別表 年別更新時講習実施状況	193
別表 警察署別更新時講習及び特定任意講習実施状況	194

■第8編 被害者救済

第1 救急業務	195
1 救急業務実施体制	195

2	高速道路における救急業務実施体制	195
第2	交通事故相談	196
1	交通事故相談の実施	196
2	交通事故相談件数	196
3	市町村との連携	198
第3	被害者支援	199
1	関係機関・団体との連携	199
2	被害者等の視点に立った被害者支援	199
3	被害者支援の気運醸成	199

1 交通事故の動向と交通安全対策の推進

(1) 国の施策の経過

我が国の交通事故は、モータリゼーションの発展に伴って、昭和 45 年には、約 100 万人の死傷者を記録するという史上最悪の状況となり、交通の安全確保が大きな問題となった。

このため、国を挙げて対策に取り組むため、昭和 45 年に交通安全対策基本法を制定し、同法に基づき目標・施策を明確にした交通安全基本計画をスタートさせた。

◎ 昭和 45 年 第 1 次交通安全基本計画(昭和 46 年度～50 年度)

- ・ 目 標 歩行者の安全確保
- ・ 結 果 歩行者の死亡事故を大幅に減少させることに成功した。

◎ 昭和 51 年 第 2 次交通安全基本計画(昭和 51 年度～55 年度)

- ・ 目 標 昭和 55 年までに交通事故死者数を昭和 45 年の 16,765 人の半数以下に抑制する。
- ・ 結 果 昭和 55 年には死者数を 8,760 人まで減少させるなど目標をほぼ達成する成果をあげた。

◎ 昭和 56 年 第 3 次交通安全基本計画(昭和 56 年度～60 年度)

- ・ 目 標 交通事故死者数を 8,000 人以下に抑制する。
- ・ 結 果 予想を上回る運転免許人口や車両台数の増加等の交通環境の急激な変化により、昭和 60 年の死者数は 9,261 人を記録し、計画の目標を達成することができなかった。

◎ 昭和 61 年 第 4 次交通安全基本計画(昭和 61 年度～平成 2 年度)

- ・ 目 標 第 3 次交通安全基本計画と同様に平成 2 年までに死者数を 8,000 人以下に抑制する。
- ・ 経 過 ① 昭和 61 年の道路交通法改正により原動機付自転車乗車ヘルメットの着用義務づけ、及びシートベルト非着用者に対する点数制度適用を導入した。
② 死者数は増加を続け、昭和 63 年には 10,000 人を突破し、平成元年には死者数がさらに増加して 11,000 人台を超えたため、政府が非常事態を宣言し、交通白書の中で「第 2 次交通戦争」と表現する事態となった。
- ・ 結 果 平成 2 年の緊急対策の推進など懸命な抑止活動を重ねたが、交通事故の増加が続き、死者 11,227 人となり目標を達成することができなかった。

◎ 平成 3 年 第 5 次交通安全基本計画(平成 3 年度～7 年度)

- ・ 目 標 死者数を 10,000 人以下に抑制する。
- ・ 経 過 平成 5 年秋の全国交通安全運動初日に内閣総理大臣談話「交通安全について、国民の皆さんへ」を発表し、交通安全に対する国民意識の向上を促進するとともに、新たな総合的な安全対策の積極的な推進を示した。
- ・ 結 果 計画年次中、交通事故死者数を 548 人減少させることができたが、平成 7 年の死者は 10,679 人で目標を達成することはできなかった。

- ◎ 平成 8 年 第 6 次交通安全基本計画（平成 8 年度～12 年度）
 - ・目 標 年間の交通事故死者数を平成 9 年までに 10,000 人以下とし、さらに、平成 12 年までに 9,000 人以下とする。
 - ・結 果 平成 9 年までに 10,000 人以下とする目標は達成したが、平成 12 年までに 9,000 人以下とする目標は達成できなかった。
- ◎ 平成 13 年 第 7 次交通安全基本計画（平成 13 年度～17 年度）
 - ・目 標 自動車保有台数当たりの死傷者数を可能な限り減少させるとともに、平成 17 年までに年間の 24 時間死者数を、交通安全対策基本法施行以降の最低であった昭和 54 年の 8,466 人以下とする。
 - ・結 果 平成 14 年までに 8,466 人以下とする目標を達成し、平成 17 年には、約半世紀ぶりに 6,000 人台までに減少することができた。しかし、自動車保有数台数当たりの死傷者数の減少については不十分なものとなった。
- ◎ 平成 18 年 第 8 次交通安全基本計画（平成 18 年度～22 年度）
 - ・目 標 年間の 24 時間死者数を平成 22 年までに 5,500 人以下とするとともに、年間の死傷者数を 100 万人以下とする。
 - ・結 果 平成 20 年には、24 時間死者数が 5,155 人、年間の死傷者数が 950,659 人となり、以降も減少傾向が続き、目標を達成する成果をあげた。
- ◎ 平成 23 年 第 9 次交通安全基本計画（平成 23 年度～27 年度）
 - ・目 標 平成 27 年までに、年間の 24 時間死者数を 3,000 人以下、年間の死傷者数を 70 万人以下とする。
 - ・結 果 平成 27 年には、24 時間死者数が 4,117 人、年間の死傷者数が 666,023 人となり、死者数は目標を達成することができなかったが、死傷者数は目標を達成する成果をあげた。
- ◎ 平成 28 年 第 10 次交通安全基本計画（平成 28 年度～32 年度（令和 2 年度））
 - ・目 標 平成 32 年（令和 2 年）までに、年間の 24 時間死者数を 2,500 人以下、年間の死傷者数を 50 万人以下とする。
 - ・結 果 令和 2 年には、24 時間死者数が 2,839 人、年間の死傷者数が 372,315 人となり、死者数は目標を達成することができなかったが、死傷者数は目標を達成する成果をあげた。
- ◎ 令和 3 年 第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年度～7 年度）
 - ・目 標 令和 7 年までに、年間の 24 時間死者数を 2,000 人以下、年間の重傷者数を 22,000 人以下とする。

(2) 本県の施策の経過

本県においても、昭和 40 年代半ばまでの交通事故死者数の増大に対処して、交通安全対策基本法に基づき、具体的施策を明確にした交通安全基本計画をスタートさせた。

- ◎ 第 1 次交通安全計画（昭和 46 年度～50 年度）
 - ・結 果 昭和 45 年交通事故死者 337 人を昭和 50 年 247 人（昭和 45 年対比 90 人減）と大幅に減少（特に歩行者）させる成果をあげた。
- ◎ 第 2 次交通安全計画（昭和 51 年度～55 年度）

- ・結 果 昭和 55 年の交通事故死者を 152 人まで減少（昭和 50 年対比 95 人減）させることができ、昭和 45 年の交通事故死者の半減を謳った第 2 次交通安全基本計画の目標を達成した。
- ◎ 第 3 次交通安全計画（昭和 56 年度～60 年度）
 - ・結 果 予想を上回る運転免許人口や車両台数の増加等の交通環境の急激な変化が対策の効果を減退させたため、昭和 60 年の交通事故死者は 198 人（昭和 55 年対比 46 人増）に達し、交通事故死者の減少を図ることはできなかった。
- ◎ 第 4 次交通安全計画（昭和 61 年度～平成 2 年度）
 - ・結 果 全国平均を上回る高齢化、夜型化社会の進展、シートベルト着用率の低下等により、昭和 63 年以降 3 年連続して交通事故死者が 200 人を超え、平成 2 年には 237 人（昭和 60 年対比 39 人増）に達した。
- ◎ 第 5 次交通安全計画（平成 3 年度～7 年度）
 - ・結 果 平成 3 年より「セーフティ福島 91 県民運動」に基づく「県交通安全フェア」等の開催、平成 5 年から「うつくしま・福島交通マナーアップ県民運動」に基づく「高齢者交通安全中堅指導者養成講習会」など新規の交通事故防止活動を展開したが、福島空港の開港、国体関連事業の拡大、高速道路網整備・延伸等による交通の質的变化と交通量の増大が大きく作用し、8 年連続して交通事故死者 200 人を超える高原状況となり、平成 7 年には死者 241 人（平成 2 年比 4 人増）となった。
- ◎ 第 6 次交通安全計画（平成 8 年度～12 年度）
 - ・目 標 今次計画において、はじめて目標（交通事故死者数を平成 9 年までに 200 人以下、平成 12 年までに 180 人以下）を設定した。
 - ・結 果 平成 8 年から「うつくしま・ふくしまセーフティチャレンジ事業」を始め、平成 9 年からは、ストップザ交通事故緊急対策等を実施し、交通事故の減少に努めた。平成 9 年の死者数は、198 人（平成 7 年比 43 人減）と、平成 9 年までの目標を達成した。さらに平成 11 年の死者数は、171 人で昭和 55 年以来 19 年ぶりに 180 人を下回り、第 6 次交通安全の目標を 1 年先取りして達成した。
- ◎ 第 7 次交通安全計画（平成 13 年度～17 年度）
 - ・目 標 平成 17 年までに年間の 24 時間死者数を 170 人以下とする。
 - ・結 果 発生件数及び死傷者数とも平成 14 年以降 4 年連続して減少し、平成 15 年の死者数は 169 人となり 2 年前倒しで目標を達成した。
さらに、平成 17 年には昭和 34 年以来 46 年ぶりとなる 150 人以下を達成した。
- ◎ 第 8 次交通安全計画（平成 18 年度～22 年度）
 - ・目 標 平成 22 年までに年間の 24 時間死者数を 110 人以下、死傷者数を 15,000 人以下とする。
 - ・結 果 発生件数及び死傷者数とも平成 14 年から順調に減少し、平成 20 年には年間死傷者数が 14,772 人となり 2 年前倒しで目標を達成し、平成 21 年には死者数が 101 人となり 1 年前倒しで目標を達成した。
最終年の平成 22 年は、発生件数、傷者数とも引き続き 9 年連続減少し、死傷者数は平成

2年以降最も少ない13,365人となったが、死者数112人となり9年ぶりに増加した。

◎ 第9次交通安全計画(平成23年度～27年度)

- ・目 標 平成27年までに年間の24時間死者数を85人以下、死傷者数を11,600人以下とする。
- ・結 果 平成27年には、24時間死者数が77人、死傷者数が8,344人となり、目標を達成する成果をあげた。

◎ 第10次交通安全計画(平成28年度～32年度(令和2年度))

- ・目 標 平成32年(令和2年)までに年間の24時間死者数を60人以下、死傷者数を6,300人以下とする。
- ・結 果 令和2年には、24時間死者数が57人、死傷者数が3,914人となり、目標を達成する成果をあげた。

◎ 第11次交通安全計画(令和3年度～7年度)

- ・目 標 令和7年までに年間の24時間死者数を50人以下、重傷者数を380人以下、死傷者数を3,200人以下とする。

2 交通安全対策の今後の方向

国は、令和3年の中央交通対策会議において、交通事故の更なる減少を目指し、令和7年までに死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とする目標を設定し、交通事故総量抑制を図る第11次交通安全基本計画を策定した。

これを受け、県は、令和3年10月、第11次福島県交通安全計画を策定し、令和7年までに

「年間の24時間死者数を50人以下」

「年間の重傷者数を380人以下」

「年間の死傷者数を3,200人以下」

とする目標を設定した。

この計画の推進に当たっては、交通社会は地域社会と密接な関係を有していることから、地域における県民等の自主的な活動の輪を広げるとともに、それらが有機的に連携・協力する地域的なネットワーク構築が重要であり、基本理念を「交通事故のない社会を目指して」「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」「県民参加の推進」「関係機関・団体相互の連携・協力の推進」「効果的・効率的な対策の推進」とし、「高齢者及び子供の交通事故防止」「道路横断中の交通事故防止」「自転車の安全利用」「シートベルトの着用の徹底」「悪質・危険な運転の根絶」「交通安全意識の向上」を対策の重点として「道路交通環境の整備」「交通安全思想の普及徹底」など9つの分野別の施策を展開していくこととしている。